

第7章

緑化を重点的に推進する地区の設定



1. 緑化重点地区の概要

(1) 緑化重点地区の概要

本計画が目指す緑と水の将来像「緑と水とともにいきるまち こくぶんじ」の実現に向けては、計画の基本方針や配置方針に基づき、施策を適切に実施していくことが重要です。

このため、特に重点的に緑化の推進を図るべき地区（緑化重点地区）を定め、公園・緑地などの整備や市街地内の緑化を重点的に進めます。これらの緑化重点地区を今後の緑と水のまちづくりのモデル的な地区として、その動きを周辺に広げます。

◆◆ 緑化重点地区とは ◆◆

都市緑地法[※]第4条第2項第3号ホに規定されている「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことで、当該市町村の都市における緑地の状況などを勘案し、必要に応じて緑化重点地区を定めることができるとされています。

緑化重点地区は、市による重点的な緑化施策に加え、市民及び事業者等がそれぞれの立場で自主的な緑化が行われる地区と位置づけられており、協働[※]により緑化を進めるモデル的な地区としての役割が期待されます。

緑化重点地区の対象としては、以下のような地区があげられています。

<主な要件>

- 1) 駅前など都市のシンボルとなる地区
- 2) 緑が少ない地区
- 3) 風致地区[※]などで都市における風致の維持・創出が特に重要な地区
- 4) 防災上の課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化の必要性が高い地区
- 5) 緑地協定[※]の締結の促進などにより良好な住宅地の形成を促進する地区
- 6) 都市公園[※]を核として住民の憩いの場の創出を図る地区
- 7) 公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区



(2) 緑化重点地区の設定の考え方

① 緑化重点地区の設定の考え方

緑化重点地区は、まちのシンボルとなる地区や緑地の維持・創出が重要な地区などに設定するものです。

本計画では、以下に示す緑化重点地区の設定の考え方に基づき、7地区を設定します。

【緑化重点地区の設定の考え方】

- ◇本市の特徴的な緑として、特に保全・整備が必要である地区であること。
(国分寺崖線の樹林地、農地・雑木林^{*}、野川や用水路)
- ◇骨格的な緑、拠点的な緑の形成に寄与する地区であること。
(都市計画道路や五日市街道沿道の屋敷林^{*}の緑の連なり、公園不足地区)
- ◇本市の顔となる場所として、重点的に緑化を図るべき地区であること。
(各鉄道駅の周辺地区)
- ◇市街地の緑化モデルとなる地区であること。
(「防災まちづくり推進地区^{*}」などの緑化活動が盛んな地区)

② 緑化重点地区の対象範囲

7地区の対象範囲は以下のとおりです。

1) 国分寺崖線保全・整備地区

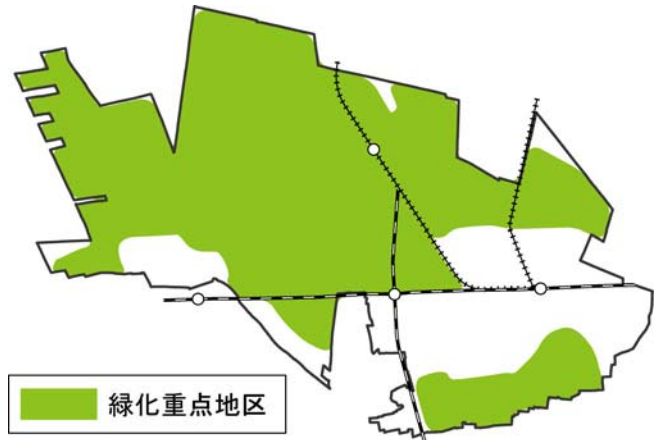
国分寺崖線及びその周辺の地区とします。



2) 農地等保全地区

まとまった農地が残り，雑木林※や屋敷林※など一体となって，国分寺の特徴である農地景観が広がる地区とします。

地区の範囲は，大規模施設の敷地や，既に宅地化が進み，農地が消失している範囲を除く市全域とします。



3) 水辺保全・整備地区

市内の湧水地や野川，砂川用水，恋ヶ窪用水，元町用水（清水川）などの水辺及び水路跡の周辺の地区とします。



4) 緑の骨格軸形成地区

都市計画道路や屋敷林・社寺林※が連なる五日市街道，都市計画河川（野川）を緑の骨格軸を形成する地区とします。

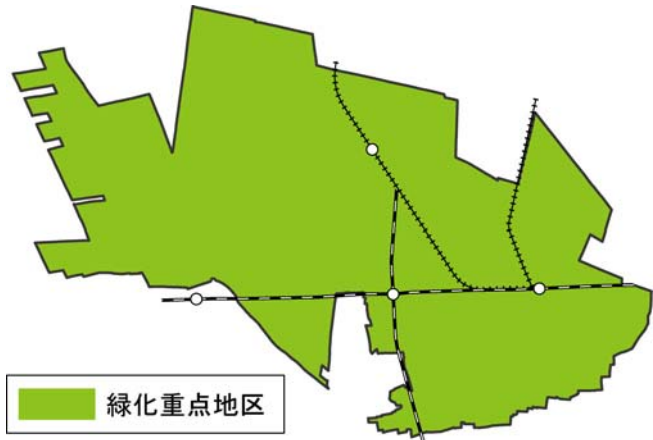


※印は用語集を参照してください。



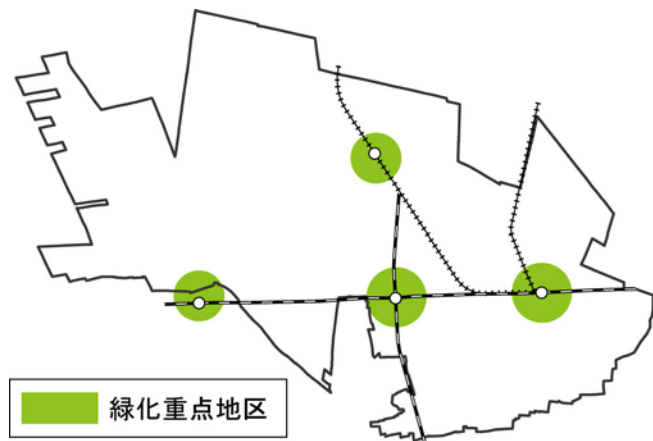
5) 公園整備地区

市全域を公園整備の緑化重点地区とします。



6) 「こくぶんじの顔」形成地区

国分寺駅周辺，西国分寺駅周辺，国立駅北口周辺，恋ヶ窪駅周辺を「こくぶんじの顔」を形成する地区とします。



7) 緑豊かな住宅地形成地区

「防災まちづくり推進地区※」など，まちづくり活動の中で緑化に取り組んでいる地区とします。



2. 緑化重点地区の設定

(1) 国分寺崖線保全・整備地区

①地区指定の目的

国分寺崖線は、本市の地形を特徴づけているばかりでなく、市内の代表的な樹林地の多くが崖線上に存在しており、また、多くの湧水が湧出するなど、本市の緑と水の重要な地区となっています。

このことから、国分寺崖線及びその周辺を緑化重点地区として位置づけ、崖線周辺の樹林地の保全を図るとともに、既に宅地化した部分については敷地内の緑化を促すことにより連続した緑豊かな崖線の景観を回復することを目的とします。

②地区緑化の基本方針

- ◆基本方針1 良好な崖線樹林地を保全します。
- ◆基本方針2 崖線上の緑の連続性を確保します。
- ◆基本方針3 環境学習の場を創出します。

③地区の緑化に向けた適用施策

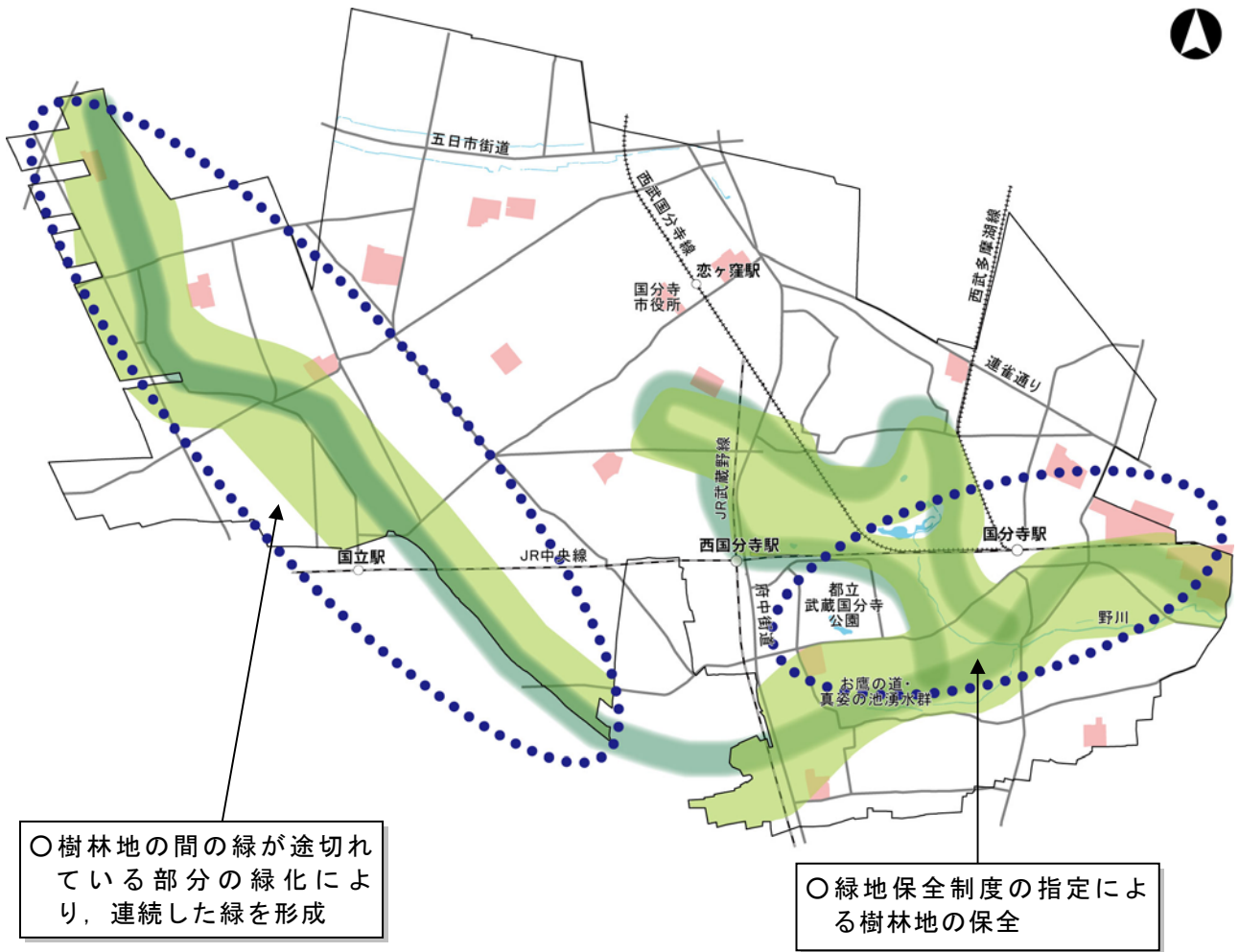
- 国分寺崖線の樹林地の保全・整備に向けて、「(仮)国分寺崖線保全・整備計画」の策定を検討します。
- 大規模な樹林地は、都条例による緑地保全地域[※]の指定を東京都に要望するとともに、特別緑地保全地区[※]の指定を検討し、樹林地の担保性が高い制度の指定により保全します。
- 既に宅地化された部分については、市民や事業者等に対して崖線上の緑の連続性の確保についての理解を求め、敷地内の緑化、沿道部分の緑化などを積極的に進めることにより、樹林地の間の緑が途切れている部分の緑化を図り、連続した緑を形成します。
- 国分寺崖線の樹林地は、様々な生物が生息するビオトープ[※]としての環境を保全するとともに、生物が移動できる空間を維持します。
- 国分寺崖線の樹林地において観察会を行うなど、緑に関する学習の場として樹林地を活用します。

※印は用語集を参照してください。



④緑化重点地区方針図（国分寺崖線保全・整備地区）

国分寺崖線及びその周辺の地区とします。



○樹林地の間の緑が途切れている部分の緑化により、連続した緑を形成

○緑地保全制度の指定による樹林地の保全

凡 例

- 鉄道
- 主な道路
- 水系
- 公共施設（市役所，学校）
- 国分寺崖線
- 国分寺崖線保全・整備地区

0 500 1,000m

【地域を限定しない施策】

- 「(仮) 国分寺崖線保全・整備計画」の策定に向けた検討
- 様々な生物が生息するビオトープとしての環境の保全，生物の移動空間の維持
- 緑に関する学習の場としての樹林地の活用

(2) 農地等保全地区

①地区指定の目的

本市は、都心近郊にありながら、市街地内に多くの農地が残っており、雑木林[※]や屋敷林[※]と一体となって、国分寺の特徴である農地景観が残っています。農地や雑木林は、国分寺を感じさせる景観の形成、災害時の一時的な避難場所、地下水の涵養[※]、微気象[※]の調節など、様々な機能を有した重要な緑の空間となっています。

このことから、まとまった農地が残り、雑木林や屋敷林などと一体となって、国分寺の特徴である農地景観が広がる地区を緑化重点地区として位置づけ、緑が持つ様々な機能を考慮して保全を図ることを目的とします。

②地区緑化の基本方針

- ◆基本方針1 営農環境及び良好な農地景観を保全します。
- ◆基本方針2 市街地の安全性を高めます。
- ◆基本方針3 余暇活動の場、環境学習の場としての活用を促進します。

③地区の緑化に向けた適用施策

<農地に関わる施策>

- 農地の保全に向けて、生産緑地地区[※]への追加指定を推進します。
- 農地を一時的な避難地として使用できるように、地主に緊急時の使用協力を要望します。
- 農業公園の整備の具現化に向けて検討します。また、「緑確保の総合的な方針[※]（平成22年5月 東京都）」により創設された「農の風景育成地区」の指定を検討します。
- 体験農園などとして農地を活用します。
- 市民農業大学[※]や援農ボランティア[※]養成認定・紹介事業を継続実施し、都市農業を担う人材を育成します。
- 農家の需要に臨機応変に対応できる援農体制を確立します。
- 地産地消[※]を促進します。
- 農業体験をとおした環境学習の場として農地を活用します。
- エコロジカル・ネットワークを構成する緑として農地を保全します。
- 農地の接道部分に花を植える仕組みをつくります。

<雑木林・屋敷林に関わる施策>

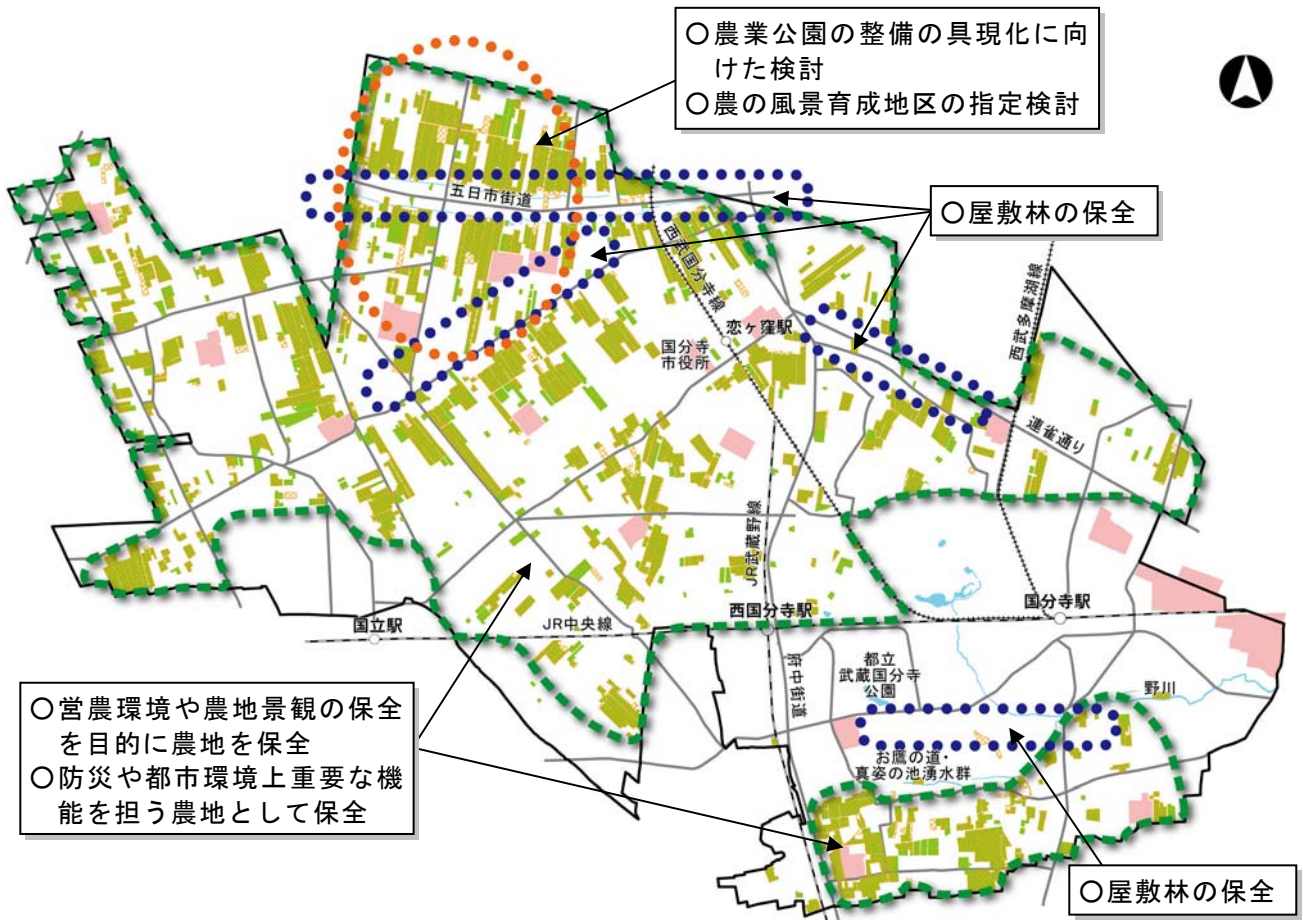
- 次世代に引き継いでいくべき良好な樹林地は、その永続性を担保するため、公有地化を検討します。
- 雑木林は、市民や市民活動団体などの協力を得て、適切に維持・管理します。また、萌芽更新[※]を実施し、樹林地の若返り・再生を図ります。



- 雑木林※は、身近で自然とふれあい，学ぶことができる場として活用します。
- 屋敷林※は，ボランティアなどの協力を得て，維持・管理作業の所有者の負担軽減を図ります。

④緑化重点地区方針図（農地等保全地区）

まとまった農地が残り，雑木林や屋敷林などと一体となって，国分寺の特徴である農地景観が広がる地区とします。



凡例

- 鉄道
- 主な道路
- 水系
- 公共施設（市役所，学校）
- 農地（平成20年現在）
- 生産緑地

<農地保全地区>

営農環境や田園景観の保全などを目的に農地を保全する地区

0 500 1,000m

【地域を限定しない施策】

- 生産緑地地区の追加指定
- 緊急時の一時避難地としての農地活用について地主に協力を要望
- 農業体験農園や学童体験農園などとしての農地の活用
- 都市農業を担う人材の育成
- 農家の需要に臨機応変に対応できる援農体制の確立
- 地産地消の促進
- エコロジカル・ネットワークを構成する緑としての農地の保全
- 農地の接道部分に花を植える仕組みづくり
- 良好な樹林地の公有地化に向けた検討
- 雑木林の適切に維持・管理，若返り・再生
- 雑木林の環境学習の場としての活用
- ボランティアなどの協力による屋敷林の所有者の維持・管理作業の負担軽減

※印は用語集を参照してください。

(3) 水辺保全・整備地区

①地区指定の目的

本市には、名水百選の一つに指定されている「お鷹の道・真姿の池湧水群」を始めとする多くの湧水が湧出しており、これらの湧水を水源とする元町用水（清水川）や野川が流れています。これらの水辺が、うるおいある都市環境の形成に多大な役割を果たしています。

一方、江戸時代に慢性的な水不足を解消するために整備された用水路は、恋ヶ窪用水など一部復元整備された用水路が市民の貴重な親水空間となっているものの、現在ではその多くが失われています。

このことから、これらの水辺及び水路跡の周辺を緑化重点地区として位置づけ、散策路や公園を水辺と一体的な空間として整備するとともに、水辺周辺の宅地内の緑化を進めていくことで、水辺を軸とした都市環境の向上を図ることを目的とします。

②地区緑化の基本方針

- ◆基本方針1 湧水の水量及び水質を保全します。
- ◆基本方針2 水辺を親水空間として活用します。
- ◆基本方針3 用水路跡の復元、周辺の環境の整備検討を進めます。

③地区の緑化に向けた適用施策

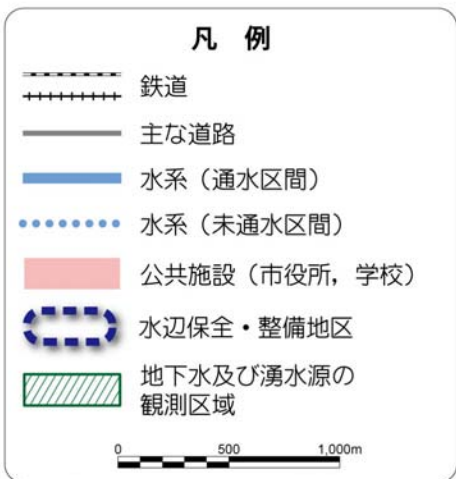
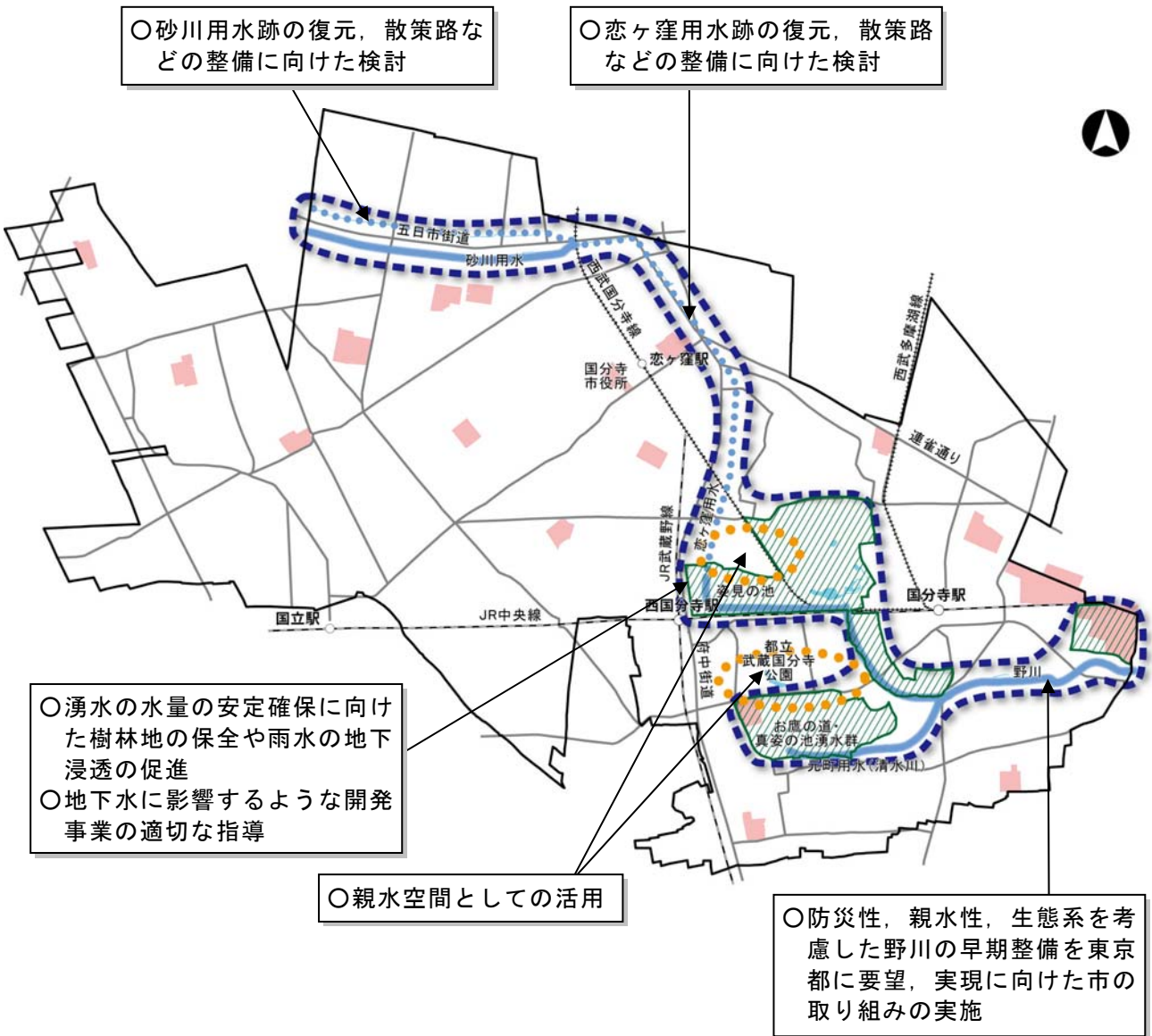
- 湧水の水量の安定確保に向けて、湧水の涵養[※]域にある樹林地の保全や雨水の地下浸透を進めます。
- 地下水に影響するような開発事業については、開発事業者に対し、「国分寺市まちづくり条例[※]」に基づき地下水への影響を考慮した基礎工法の採用を求めます。
- お鷹の道・真姿の池湧水群などの水辺は、貴重な親水空間として活用を図ります。
- 湧水地及びその周辺の清掃や保全活動について、市民や市民活動団体などに協力を依頼して協働[※]を進めます。
- 湧水地や野川は、水量及び水質の調査を定期的を実施します。
- 「野川流域河川整備計画[※]（東京都）」に基づき、防災性、親水性、生態系に考慮した野川の早期整備を東京都に要望するとともに、市としても実現に向けた取り組みを進めます。
- 用水路については、周辺の緑化や親水空間としての整備を検討します。
- 用水路跡は、用水の復元、散策路などの整備に向けて検討します。
- 水系の保全とあわせて水辺空間の緑化を進め、生物が繁殖・生息・移動できるエコロジカル・ネットワークを形成します。

※印は用語集を参照してください。



④緑化重点地区方針図（水辺保全・整備地区）

市内の湧水地や野川、砂川用水、恋ヶ窪用水、元町用水などの水辺及び水路跡の周辺の地区とします。



- 【地域を限定しない施策】**
- 湧水地の親水空間としての活用
 - 市民などと市の協働による湧水地及びその周辺の清掃・保全活動
 - 湧水地や野川の水量及び水質の定期的な調査
 - 野川や用水路周辺の緑化，親水空間としての整備の検討
 - 水辺によるエコロジカル・ネットワークの形成

(4) 緑の骨格軸形成地区

①地区指定の目的

緑の連続性の確保は、緑豊かな市街地景観の形成や市街地環境を向上させる上で重要です。

このため、環境施設帯※が計画されている国 3・2・8 号線などの都市計画道路や、屋敷林※・社寺林※が連なる五日市街道、都市計画河川（野川）を緑の骨格軸を形成する緑化重点地区として位置づけ、緑の連続性を確保し、市街地景観や市街地環境を向上させることを目的とします。

②地区緑化の基本方針

- ◆基本方針 1 緑の機能を踏まえ、緑の骨格軸を形成します。
- ◆基本方針 2 幹線道路沿道の屋敷林や社寺林を保全します。
- ◆基本方針 3 街路樹の植栽や幹線道路沿道の緑化により、連続した緑の骨格軸を形成します。

③地区の緑化に向けた適用施策

- 幹線道路の沿道に残る屋敷林及び社寺林については、保存樹木※の指定などにより保全するとともに、沿道緑化を進めることで緑の連続性を確保します。
- 環境施設帯の設置が計画されている国 3・2・8 号線は、本市の緑の骨格軸として、引き続き整備を促進するとともに、沿道の緑化やオープンスペース※の確保により、広がりや厚みのある緑の空間を創出します。
- 国 3・4・6 号線のケヤキ並木は、引き続き維持・管理を図ります。
- 都市計画道路の整備にあわせて街路樹の植栽を進めます。
- 緑の連続性を確保し、エコロジカル・ネットワークを形成します。
- 都市計画河川に位置づけられている野川は、「野川流域河川整備計画※（東京都）」に基づく河川整備により、防災性や親水性の向上が図られるほか、河道内に緑地が確保されることで生物の生息環境や都市環境の向上に寄与することが期待できることから、早期整備を東京都に要望するとともに、市としても実現に向けた取り組みを進めます。



④緑化重点地区方針図（緑の骨格軸形成地区）

都市計画道路や屋敷林・社寺林が連なる五日市街道，都市計画河川（野川）を緑の骨格軸を形成する地区とします。



凡例

- 鉄道
- 主な道路
- 水系（通水区間）
- 水系（未通水区間）
- 公共施設（市役所，学校）
- 都市計画道路（計画路線含む）
- 緑の骨格軸形成地区

0 500 1,000m

【地域を限定しない施策】

- 幹線道路沿道の屋敷林及び社寺林の保全，沿道緑化
- 都市計画道路の整備にあわせた街路樹の植栽
- 緑の連続性を確保によるエコロジカル・ネットワークの形成

(5) 公園整備地区

①地区指定の目的

公園は、レクリエーション機能のほか、避難場所・延焼遮断帯などの防災機能、環境保全機能など様々な機能を有しており、市街地における重要なオープンスペース※となっています。

このため、市全域を公園整備の緑化重点地区として位置づけ、公園を重点的に整備していくことを目的とします。

②地区緑化の基本方針

- ◆基本方針1 身近な公園の未整備区域の解消を進めます。
- ◆基本方針2 市民のニーズにあった公園づくりを進めます。
- ◆基本方針3 特色ある公園づくりを進めます。
- ◆基本方針4 市民と市などが協働※して公園の維持・管理を行います。

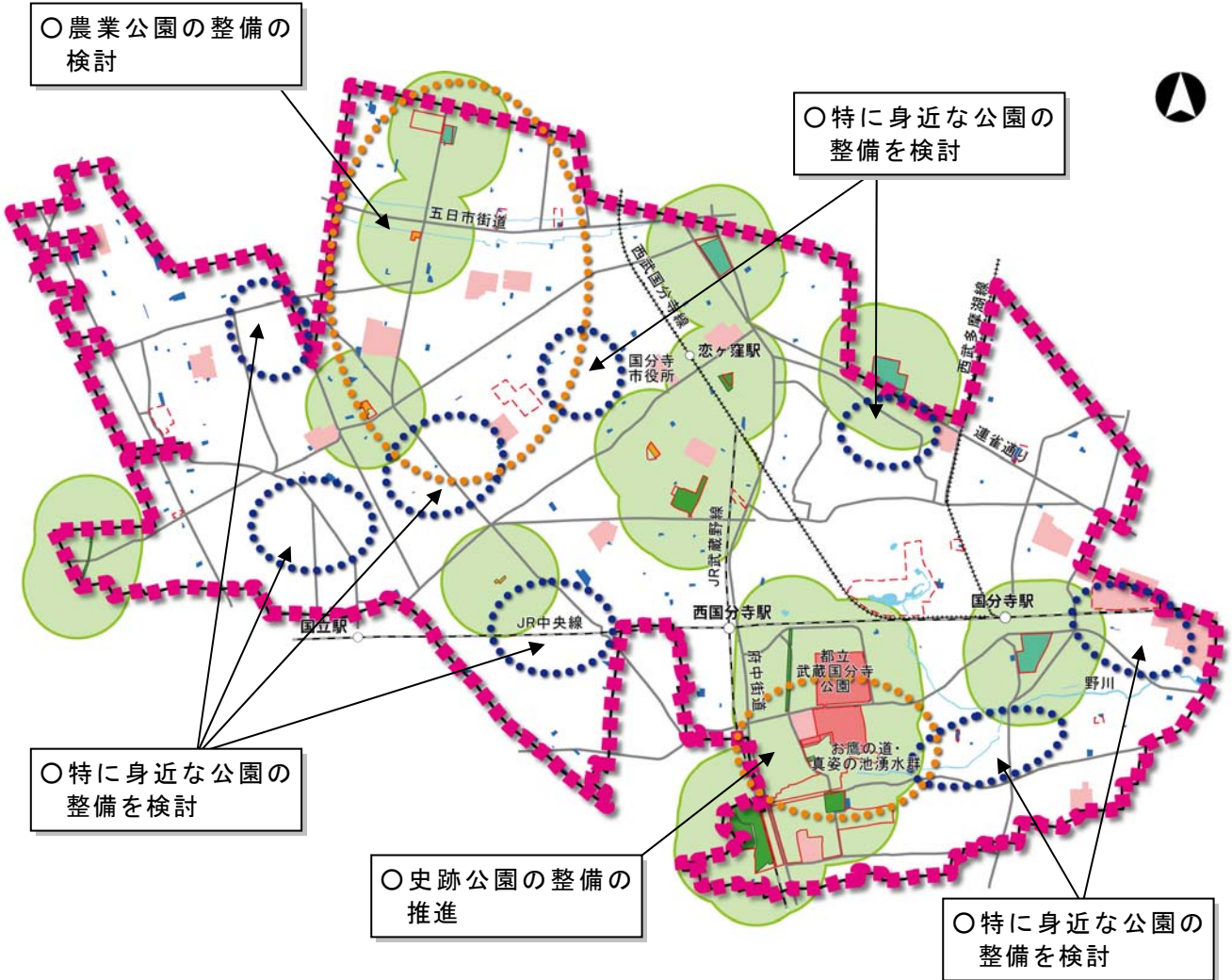
③地区の緑化に向けた適用施策

- 誰もが気軽に公園を利用できるように、都市公園※等の整備計画を踏まえ、公園が不足する区域での公園整備を検討します。
- 都市計画決定※されている公園・緑地は、引き続き整備を進めます。
- 都市計画決定されている社寺境内地などのうち、長期未着手となっている都市計画公園・緑地は、緑地の保全を目的とした制度への変更を検討します。
- 新規公園の整備や既存公園の再整備の際は、計画段階から地域住民などの参加を促進し、地域の意向を踏まえた公園整備を進めます。
- 誰もが安心して利用できる空間となるように、ユニバーサルデザイン※の考え方に基づいた公園の整備・改善を進めます。
- 死角を少なくする施設の配置や植栽などを進めます。
- 公園内に池などの水辺を整備し、動植物や水生生物・昆虫などのビオトープ※とするとともに、それを活用した環境学習を実施します。
- 農業を体験できる農業公園や歴史・文化を伝える史跡公園、自然とふれあえる緑地など、特色ある公園・緑地の整備を進めます。
- 防災の視点から公園の整備を進めます。
- 「公園サポート事業」への登録を促進し、緑化や清掃などの管理の一部について、市民などと市が協働で維持・管理します。



④緑化重点地区方針図（公園整備地区）

市全域を公園整備の緑化重点地区とします。



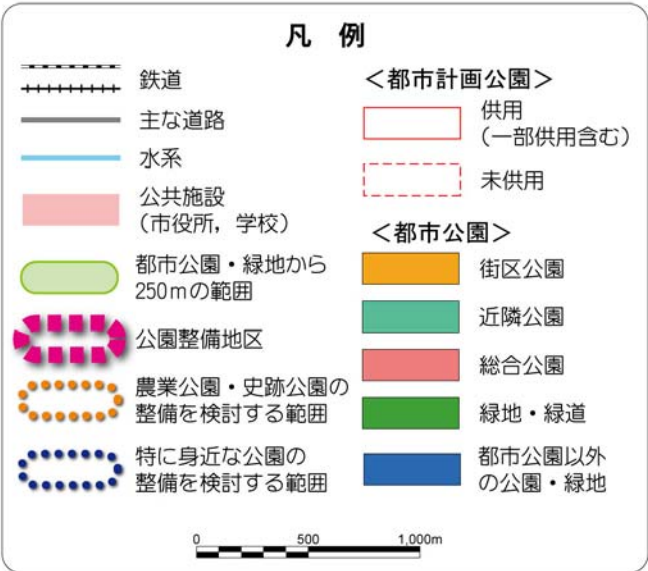
○農業公園の整備の検討

○特に身近な公園の整備を検討

○特に身近な公園の整備を検討

○史跡公園の整備の推進

○特に身近な公園の整備を検討



- 【地域を限定しない施策】**
- 公園が不足する区域における公園整備の検討
 - 都市計画公園・緑地の整備
 - 長期未着手の都市計画公園・緑地の緑地保全制度への変更検討
 - 地域住民の参加による新規公園整備・既存公園再整備
 - ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公園の整備・改善
 - 死角を少なくする施設の配置や植栽など
 - 公園へのビオトープの設置, 環境学習の場としての活用
 - 農業公園や史跡公園など特色ある公園・緑地の整備検討
 - 防災の視点による公園の整備
 - 市民などと市の協働による維持・管理

(6) 「こくぶんじの顔」形成地区

①地区指定の目的

市内外から人が集まる国分寺駅周辺及び西国分寺駅周辺は、「国分寺市都市マスタープラン※」において「都市生活・文化交流の拠点」に位置づけられており、本市の顔といえる地区ですが、駅周辺は緑が少なく、やすらぎ感やうるおい感の少ない都市景観となっています。また、国立駅は市外にあります。国立市と本市の境に立地しており、西側の玄関口となっています。

このことから、これらの鉄道駅周辺を「こくぶんじの顔」を形成する緑化重点地区として位置づけ、敷地内における接道部の緑化や街路樹の植栽などにより都市景観や都市環境の改善を進め、「こくぶんじの顔」となる地区を形成していくことを目的とします。

②地区緑化の基本方針

- ◆基本方針1 沿道に緑が多く、うるおいある「こくぶんじの顔」を形成します。
- ◆基本方針2 市民や事業者等と市が協力し、まち中の緑を増やします。
- ◆基本方針3 都市環境にやさしい市街地を目指します。

③地区の緑化に向けた適用施策

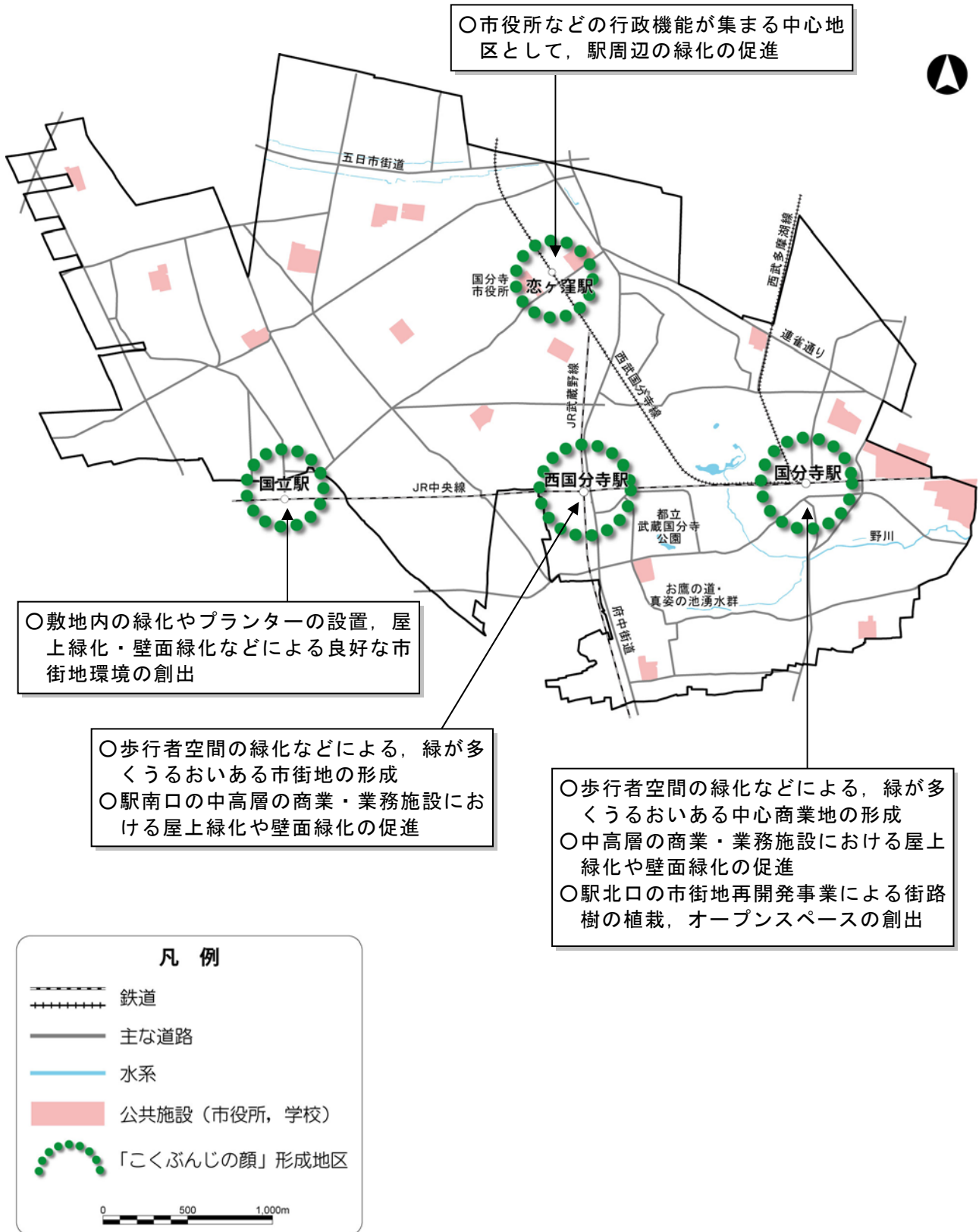
- 国分寺駅周辺は、本市の中心商業地として、市民や事業者等の協力を得て、歩行者空間の緑化や店先でのプランターなどによる緑化を促進し、緑の多いうるおいある商業地を形成します。また、ヒートアイランド現象※の緩和に向けて、中高層の商業・業務施設における屋上緑化※や壁面緑化を促進します。
- 国分寺駅北口は、市街地再開発事業の実施により、街路樹の植栽、オープンスペース※の創出を図ります。
- 西国分寺駅周辺は、市民や事業者等の協力を得て、歩行者空間の緑化や店先でのプランターなどによる緑化を促進します。また、ヒートアイランド現象の緩和に向けて、駅南口の中高層の商業・業務施設における屋上緑化や壁面緑化を促進します。
- 国立駅北口周辺は、商業施設や中高層住宅による複合市街地として、敷地内の緑化やプランターの設置、屋上緑化・壁面緑化などを促進し、良好な市街地環境を創出します。
- 恋ヶ窪駅周辺は、市役所などの行政機能が集まる中心地区として、駅周辺の緑化を促進します。

※印は用語集を参照してください。



④緑化重点地区方針図（「こくぶんじの顔」形成地区）

国分寺駅周辺，西国分寺駅周辺，国立駅北口周辺，恋ヶ窪駅周辺を「こくぶんじの顔」を形成する地区とします。



(7) 地域の緑化を進める地区

①地区指定の目的

本市には、「へいづくり憲章」を定めて地区全体で緑化に取り組み、平成8年に内閣総理大臣による「ふるさとづくり大賞」を受賞した「防災まちづくり推進地区[※]」の高木町地区を始め、まちづくり活動の中で緑化に取り組んでいる地区が多くあります。

これらの地区を緑化重点地区として位置づけ、市民や事業者等による緑化活動をより推進し、市も積極的に支援することで、緑豊かな住宅地を形成していくことを目的とします。

②地区緑化の基本方針

- ◆基本方針1 緑豊かな住宅地のモデル地区づくりを進めます。
- ◆基本方針2 市民や事業者等と市が協力し、まち中の緑を増やします。

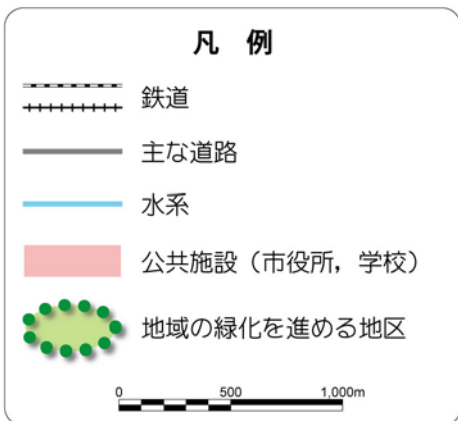
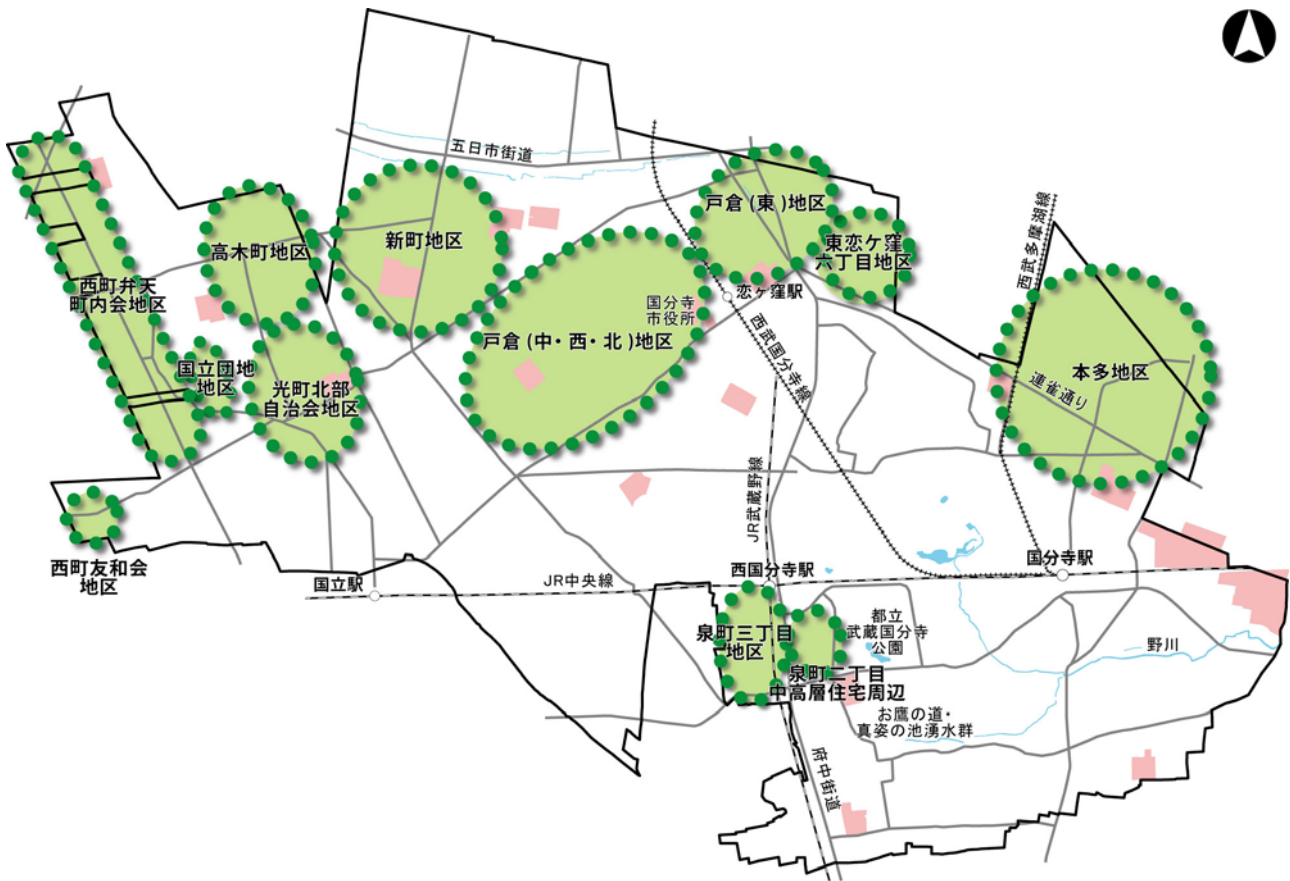
③地区の緑化に向けた適用施策

- 塀の生垣化や接道部への花壇・プランターの設置、地上部緑化の充実などを促進します。
- 都市計画道路の整備にあわせて街路樹の植栽を進めます。
- 学校の校庭の芝生化や公民館などの公共施設内の緑化を推進します。
- 地区内の社寺林[※]は、地区のシンボルとなる樹林地として保全します。
- 市民と市が協働[※]で公園など施設内の草花・樹木の維持・管理します。



④緑化重点地区方針図（地域の緑化を進める地区）

「防災まちづくり推進地区※」など、まちづくり活動の中で緑化に取り組んでいる地区とします。



- 【地域を限定しない施策】**
- 塀の生垣化や接道部への花壇・プランターの設置，地上部緑化の充実などの促進
 - 都市計画道路の整備にあわせた街路樹の植栽
 - 学校の校庭の芝生化や公民館などの公共施設内の緑化の推進
 - 地区のシンボルとなる社寺林の保全
 - 市民と市の協働による公園など施設内の草花・樹木の維持・管理